

滞納処分による給料・預金差押えと取立訴訟の実務 〔第3版〕

●目次●

序 本書の構成

第1	請求債権と差押対象債権	1
第2	滞納処分による債権差押え	1
第3	差押債権取立訴訟・支払督促	2
第4	民事執行法による強制執行	2
第5	書式	2

〔図1〕 租税債権の発生から、差押え、取立訴訟、強制執行 /3

第1編 滞納処分による給料差押え

第1章 債権差押えと給料差押え

第1	債権差押えの共通事項	4
1	債権とは /4	
	〔図2〕 給与債権差押え関係図 /4	
2	債権の差押えとは /4	
3	差押えの対象となる債権 /5	
4	債権差押えの効果 /5	
	(1) 処分禁止の効力 /5	
	(2) 債権差押えによる処分禁止効の内容 /6	
	(3) 消滅時効の完成猶予および更新の効力 /6	
5	取立権の取得とその性質 /6	
第2	給与債権の差押えの特色	7
1	給与と給料、賞与、退職手当の定義 /7	
	〔図3〕 給与・給料・賞与・退職手当 /8	

- 2 制限的差押禁止債権——給与の差押禁止額 /8
 3 継続収入の債権の差押えの効力 /9
 [図4] 滞納処分による給料差押えフローチャート /10

第2章 給料差押えの前段階

- 第1 差押財産の選択——11
 第2 給与支払者の調査——11
 1 庁内調査 /11
 2 預貯金の取引履歴による給与支払者の調査 /11
 3 他自治体への実態照会 /12
 4 滞納者からの聴取 /12
 第3 給与照会の予告——13
 第4 給与照会——13
 Q2-1 給与照会前に、雇用主に事前に電話する必要があるか。——14
 Q2-2 雇用主に滞納の事実を伝えて、滞納者に納税するよう促してもらうことを頼むべきか。——14
 Q2-3 雇用主から個人情報保護法を理由に回答を拒否された場合はどうするか。——15
 Q2-4 給与照会の回答がない場合、差し押さえずに放置してよいか。回答がなくても給料差押えはできるのか。——15
 第5 給与差押事前通知——16

第3章 給料差押え手続と差押えの効果

- 第1 債権差押通知書の作成——17
 1 差押債権の特定 /17
 2 処分禁止文言 /18
 第2 債権差押通知書等の送達——18
 1 債権差押通知書、差押調書謄本の交付 /18
 2 送達場所 /19

目次

3	送達の方法	／19
4	送達の効力発生時期	／20
5	保管（留置）期間経過による返戻対応	／20
第3	給料差押えの効果とその効果の及ぶ範囲	—20
Q3-1	債権差押通知書を送達する前に、雇用主に給料差押えの事前連絡は必要か。	—21
Q3-2	給料を差し押さえたが、給料が差押禁止額以下であった場合、滞納税の消滅時効は完成猶予するか。完成猶予するとして、再び消滅時効が進行を始めるのはいつか。	—22
Q3-3	給与照会に回答しない雇用主に対して、給料差押えをして、効果（支払い）があるのか。	—23

第4章 差押給料債権の取立て

第1	雇用主との取立（支払）方法の協議	—24
Q4-1	雇用主から「取りに来たら払う」と言われた場合どうするか。	—25
Q4-2	雇用主から第三者納付の申出と差押えの解除要請があった場合はどうするか。	—26
Q4-3	雇用主から、差し押さえた給料債権の取立金の減額や分割払いの申出があった場合、受け入れてよいか。	—26
Q4-4	給料差押え後、雇用主の滞納処分庁への支払いがなくなった場合はどうするか。	—28
第2	債権差押え債権者の取立ての責任	—29
1	給与債権の消滅時効	／29
	〔表1〕 給与債権の消滅時効期間	／29
2	差し押さえた給与債権の取立義務	／30
Q4-5	給料差押えから3年以上経過した場合、給料の時効消滅との関係で、取立てはできるか。	—30
第3	給料・退職金・年金等の差押可能金額	—33

1	給料差押可能金額の計算は誰がやるか	／33
2	給料等の差押禁止額	／33
	〔図5〕 給料等差押可能金額	／34
	〔表2〕 給料等差押可能金額計算表	／35
Q4-6	収入がある親族も生計同一親族として数えるのか。	—35
Q4-7	養育費を送金している子は、生計を一にする親族として数えるべきか。	—39
Q4-8	出稼ぎ（単身赴任）で、生活費を送金している親族は、生計同一親族として数えるべきか。外国人就労者の場合はどうか。	—40
Q4-9	通勤手当は差押可能金額の計算対象に含めるか。	—41
Q4-10	役員報酬は、給料等に該当せず、全額差し押さえることができるか。	—41
Q4-11	給料の差押禁止額に含まれる社会保険料には何があるか。	—42
Q4-12	会社が社会保険に未加入で滞納者が国民健康保険に加入している場合、国民健康保険料（税）額は差押禁止額として控除すべきか。	—42
Q4-13	2箇所から給料の支払いを受ける場合の差押可能金額の計算方法。	—43
Q4-14	給料が日払いまたは週払いの場合、最低生活費の計算方法。	—44
Q4-15	給料と賞与が同一月に出る場合の差押可能金額の計算方法。	—45
Q4-16	給料の差押可能金額を超えて取り立ててしまった（もしくは納付されてしまった）とき、超過取立金を還付せず、誤納金として滞納税に充当してよいか。	—45
Q4-17	給料差押えの最終回の取立てにつき、差押可能額全額を取り立てて、配当してよいか。	—47
3	給料等に基づき支払いを受けた金銭の差押禁止額	／49

目次

4	賞与等の差押禁止額	／49
5	退職手当等の差押禁止額	／49
6	年金の差押禁止額	／50
	〔図6〕 退職手当等差押可能金額	／51
	〔表3〕 退職手当等差押可能金額計算表	／51
Q4-18	給料と年金を合算して差押禁止額を計算することは可能か	—————52
7	給与・年金差押えの承諾がある場合の差押禁止額	／54
	(1) 承諾により差押可能額を増額できる趣旨	／54
	(2) 承諾により給料・年金差押えができる上限額——世帯収入額につき最低生活費が残るまで	／54
	(3) 差押えの承諾の時期	／55
Q4-19	給料・年金差押えの承諾は撤回・変更ができるか。	—————55
Q4-20	給料を定額で差押える場合はどうするか。給料の差押可能額以下の定額差押えは可能か。	—————57
Q4-21	どのような事情があれば、定額の給料差押えあるいは差押給料の一部取立てとしてよいか。	—————59

第5章 給料差押えの解除

第1	給料差押え解除の要件	—————60
	1 完納等	／60
	2 差押換えする場合	／60
	3 徴収猶予に伴う解除	／60
	4 換価の猶予に伴う解除	／60
	5 滞納処分の執行停止をした場合	／61
第2	給料差押えの解除手続	—————61
第3	差押えの解除の効力	—————61
Q5-1	少額の給料差押えはいつまで続けるべきか。	—————62
	〔図7〕 債権の一部執行停止	／64
	〔図8〕 少額分納・少額給料差押え執行停止	／65

- Q 5 - 2 審査請求の裁決や裁判所の判決等により差押処分を取り消すことになった場合はどうするか。———66
- Q 5 - 3 給料差押え後、雇用主が倒産状態となり、弁済の資力が無く、取立不能と認められる場合はどうするか。——66

第6章 給料差押えの競合・優劣関係

- Q 6 - 1 先行する滞納処分による給料差押えがある場合に後から追加して給料差押えをする方法。———68
- Q 6 - 2 公課の先行する給料差押えがあるところ、税で二重差押えをした場合はどうなるか。———69
- Q 6 - 3 給料差押えをした先行の滞納処分庁が、差し押さえた給料の取り立てをしない場合（取立保留）、二重差押えをした後行の滞納処分庁は直接雇用主から取り立てできるか。また、先行の滞納処分庁が、差押可能額の一部だけを取り立てている場合（一部取立保留）はどうか。———70
- Q 6 - 4 先行する定額の給料差押えがある場合に、二重差押えをした後行の滞納処分庁は、定額差押額と法定の差押可能額の差額を取り立てできるか。———73
- Q 6 - 5 先行する給料差押えがある場合に、滞納者が承諾した金額で二重差押えして、法定の差押可能額を超える部分の金額を取り立てできるか。———74
- Q 6 - 6 民事執行法による給料差押可能金額の計算方法。——75
- Q 6 - 7 強制執行による給料差押えが先行している場合の滞納処分による給料差押えの方法。———76
- Q 6 - 8 強制執行による給料差押えが先行している場合に、滞納処分による給料差押えをせずに交付要求のみできるか。———77

目次

- Q 6 - 9 滞納処分による給料差押えが先行している場合に、後から強制執行による給料差押えがされた場合はどうなるか。———79
- Q 6 - 10 先行して民事執行法による給料差押えがある場合、滞納処分による給料差押えでは差押可能額が出ないときでも、二重差押えもしくは交付要求をすれば、配当を受けられるか。———80
- Q 6 - 11 給料の前借りと給料差押えの優劣。———81

第2編 預金債権の差押え

第7章 預金調査の方法

- 第1 効果的な預金調査の必要性———84
- 第2 預金照会書の預金名義人の記載の留意点———85
- 第3 給与照会による給与振込口座の調査———85
- 第4 所有不動産の抵当権者の調査———85
- 第5 納税に使用した金融機関———86
- 第6 確定申告書の国税還付金振込口座———86
- 第7 携帯電話の引落口座———86
- 第8 庁内の税外債権の引落口座———87
- 第9 搜索による調査———87
- 第10 ホームページに掲載のある取引先———87

第8章 預金差押えの方法と差押預金の取立て

- 第1 預金差押え関係書類の準備———88
- 1 差押調書および債権差押通知書の作成 /88
 - 2 滞納者の住所・氏名 /88
 - 3 第三債務者 /88
 - 4 差押債権の表示 /88

5	差押債権の範囲	／89
第2	預金差押えの執行および取立て	—92
1	臨場差押えと郵便差押えのメリット・デメリット	／92
2	臨場による差押え	／93
(1)	臨場する日時	／93
(2)	臨場および残高の確認	／93
(3)	債権差押通知書の交付および差押調書への署名・押印	／94
(4)	取立て	／94
(5)	差押調書の謄本の発送	／94
3	郵便送達による差押え	／94
(1)	発送日	／94
(2)	差押金額の確認	／95
(3)	振込みによる取立て	／95
(4)	差押調書の謄本の発送	／95
Q8-1	滞納金額に振込手数料を上乗せして、預金債権の差押えができないか。	—96
第3	預金差押えの効果	—97
Q8-2	預金口座を差し押さえたが、預金残高がゼロ円であった場合、滞納税の消滅時効の完成は猶予（中断）されるか。	—97
第4	預金差押えの解除	—99

第9章 相続預金の差押え

第1	相続預金の差押えの可否と取立て	—総論—101
1	相続預金で最高裁判所が判例変更	／101
(1)	平成16年判決	／101
(2)	平成28年決定	／102
(3)	平成28年決定の影響	／102
2	共同相続された相続預金の差押えの可否	／102
3	相続人が一人の場合	／103

第2 相続預金の差押え——被相続人が滞納者のとき——	104
1 個別相続人の単独持分のみの差押え	／104
2 共同相続人全員の持分の差押え	／105
3 取立てに対する金融機関の対応	／105
4 持分全部差押後の処理	／106
(1) 滞納税額が預金債権額より高額な場合	／106
〔図9〕 差し押さえた相続預金の取立て後の処理	／106
(2) 滞納税額が預金債権額より少額の場合	／107
第3 相続預金の差押え後の相続放棄——被相続人が滞納者のとき——	107
1 相続預金の取立て前の相続放棄——相続人全員が相続放棄した 場合	／107
(1) 結 論	／107
(2) 理 由	／107
2 相続預金の取立て前の相続放棄——相続人の一部が相続放棄し た場合	／108
(1) 結 論	／108
(2) 理 由	／108
3 相続預金の取立て後の相続放棄	／108
(1) 結 論	／108
(2) 理 由	／108
第4 相続預金の差押え——相続人が滞納者のとき——	109
1 遺産分割を待たず、取り立てる方法	／109
2 相続預金差押えによる処分禁止効	／110
3 差押え債権者の保護	／110
4 滞納処分の一部停止	／110
5 差押相続預金の即時取立てができる法整備	／111
第5 遺産分割前の相続預金の一部払戻請求権の差押えの可否——	111
1 遺産分割前の相続預金の一部払戻請求制度	／111
2 一部払戻請求権の差押え	／112
3 一部払戻請求権の代位行使	／112

4	預金債権の差押えによる一部払戻請求権の処分禁止効	／113
第6	相続預金の差押え——相続人が不存在で相続財産清算人の選任がない場合	——113
1	相続人不存在の預金債権の差押えができる場合	／113
	〔図10〕 相続財産清算人の選任なしで、相続預金の差押えが可能な範囲	／114
2	相続人不存在の場合の原則的な処理	／114
3	死亡前に督促状の送達が完了している場合	／114
	(1) 預金債権の差押え、取立ての可否	／114
	(2) 金融機関の対応	／117
	(3) 差押調書謄本の交付の必要性	／117
	(4) 差押調書謄本の不交付が預金の差押え・取立て・配当処分に与える影響	／117
	(5) 差押調書謄本の不交付が審査請求期間に与える影響	／118
4	死亡前に納税通知書、督促状の送達が完了していない場合	／119
	(1) 相続財産管理人を選任して送達のやり直し	／119
	(2) 公示送達はできない	／119
5	被相続人の死亡を知らずに納税通知、督促をした場合	／120
6	相続財産清算人選任申立の予納金との兼ね合い	／120
第7	相続財産清算人口座の差押えの可否と要否	——121
1	相続財産法人の成立	／121
2	相続財産清算人の選任	／122
3	租税優先の原則の適用の有無	／122
	(1) 破産手続における租税の優先	／122
	(2) 相続財産の清算手続では租税優先原則の適用はない	／122
4	相続財産法人に属する財産の差押えの可否	／123
5	相続財産清算人の納税の実務的取扱い	／124
6	相続財産法人の財産の差押えの要否	／125
	(1) 債務超過の場合——相続財産清算人名義の預金の差押えを検討	／125
	(2) 債務超過でない場合——相続財産清算人の弁済方針の確認	／126

- (3) 売却可能な不動産は差し押さえるべき /126

第10章 特殊な預金差押え

- 第1 少額預金の差押えの適否**—————127
- 第2 他人名義の預金の差押えの可否（預金の帰属認定）**—————127
- 1 預金口座の帰属認定の一般的な基準 /128
 - 2 屋号名義の預金 /129
 - 3 自営業者（滞納者）の売掛金が振り込まれる配偶者名義の預金 /129
 - 4 株式会社の売掛金が振り込まれる会社代表者個人名義の預金 /129
 - 5 未成年の子ども名義の預金 /130
 - 6 類似商号名義の預金 /130
 - 7 預り金口座の預金 /131
 - 8 自治会、PTA、マンション管理組合等や法人格のない団体名義の預金 /131
 - 9 旧姓名義の預金 /132
 - 10 成年後見人、不在者財産管理人、相続財産清算人口座の帰属者 /132
- 第3 反対債権のある預金差押えの可否と取立方法**—————133
- 1 反対債権のある預金の差押えと相殺 /133
 - 2 相殺と相殺予約契約 /133
 - (1) 相殺とは /133
 - (2) 銀行預金と貸付金の相殺 /134
 - (3) 期限の利益喪失・相殺予約を定めた銀行取引約定 /134
 - (4) 最高裁昭和45年6月24日判決 /134
 - (5) 銀行の相殺には対抗困難 /135
 - 3 反対債権のある預金差押えは、無益な差押えの禁止に該当しない /135
 - 4 銀行の反対債権が、「先だつ債権」でない理由 /136

- 5 反対債権のある預金差押えの実情 /137
- 6 反対債権のある預金差押え後の銀行の対応 /137
 - (1) 差押えの解除要請 /137
 - (2) 差押えの無視・放置 /138
 - (3) 銀行もしくは滞納者からの支払い /138
- 7 差押債権取立請求訴訟への移行 /139
- 8 相殺された場合の消滅時効の更新 /139
- 9 相殺後の差押えの処理 /139
- 10 反対債権のある預金差押えで配慮すべき事項 /139
- 第4 給料・年金等差押禁止債権の振込口座の差押えの可否と適否——140**
 - 1 給料・年金振込口座差押えの問題の所在 /140
 - 2 最高裁平成10年2月10日判決 /141
 - (1) 最高裁判決の結論 /141
 - (2) 年金専用口座でない /141
 - (3) 差押債権者は年金振込口座であることの認識がない /141
 - (4) 年金振込日を狙った差押えではない /141
 - 3 民事執行法の債務者救済手続——差押え範囲の変更 /142
 - 4 民事執行法による預金差押判決は参考にならない /142
 - 5 蓄積した下級審判決 /142
 - 6 差押禁止債権の振込口座の差押え適否の一般的な基準 /143
 - 7 滞納処分による預金差押判決の要旨 /143
 - 8 差押禁止債権の振込口座の差押えが違法とされない差押額 /144
 - (1) 100%差押禁止債権 /144
 - (2) 給料・年金の振込口座 /144
 - 9 即時に取り立てないこと /145
- 第5 破産者の自由財産である預金・給料の差押えの可否と適否——146**
 - 1 破産手続 /147
 - (1) 破産の意義 /147
 - (2) 管財事件（異時廃止）と同時廃止事件 /147
 - 2 破産手続開始決定後の強制執行・滞納処分の禁止 /147

目次

- (1) 個別執行禁止原則 /147
- (2) 新たな滞納処分の禁止 /148
- 3 破産手続開始決定後も滞納処分の対象となる財産 /148
 - (1) 管財事件における自由財産 /148
 - (2) 同時廃止事件の場合 /149
- 4 破産手続開始決定後も滞納処分をすることができる租税債権 /149
 - (1) 財団債権と破産債権 /149
 - (2) 破産債権による自由財産に対する個別執行 /149
 - (3) 財団債権による自由財産に対する個別執行 /150
 - (4) 結 論 /150
- 5 自由財産等の調査 /150
- 6 自由財産の差押えの適否 /150

第3編 裁判手続による差押債権の取立て

第11章 差押債権取立訴訟（支払督促）総論

- 第1 取立訴訟の請求根拠と請求の範囲——152
 - 1 差押給与債権の取立訴訟の要件 /152
 - 2 請求できる範囲 /152
- 第2 差押給与債権の取立訴訟の現状——153
 - 1 取立訴訟を行っている地方公共団体の実数 /153
 - 2 取立訴訟の実態——勝訴確実 /153
 - 3 取立訴訟は年に数件でよい /154
- 第3 庁内合意のハードル——154
 - 1 差押給料債権の取立てのため雇用主を訴えること /154
 - 2 議会の承認 /155
 - 3 専決条例、専決決議のある自治体 /155

Q11-1	取立訴訟とは何か。取立訴訟までやらなければならないか。—————	156
Q11-2	支払督促とは何か。—————	156
Q11-3	取立訴訟で、会社をクビになったらどうするか。——	157
Q11-4	勝訴後も支払わなかったらどうするか。—————	157
Q11-5	給料の差押え後、取立訴訟までに給料を支払ってしまった場合、雇用主は、二重払いをするのか。—————	158
第4	訴訟提起の方針が確定—————	158
1	訴訟前の最後通告 /158	
2	訴訟移行通知書を送ったからには、必ず訴訟をする /159	
3	家族経営状態で、雇用主にも支払能力がない場合 /159	
第5	選択する訴訟手続——支払督促か、通常訴訟か—————	159
1	支払督促のメリットと限界 /159	
(1)	支払督促のメリット /159	
(2)	支払督促の限界 /160	
2	通常訴訟のメリットと限界 /161	

第4編 支払督促による差押債権の取立て

第12章 支払督促申立

第1	支払督促制度の趣旨—————	162
第2	支払督促による公法上の給付請求の可否—————	162
1	簡易裁判所の事物管轄 /162	
2	国税徴収法基本通達も支払督促を認めていること /163	
第3	支払督促申立の予告通知—————	163
第4	支払督促申立だけで支払いがある割合—————	163
第5	督促異議申立の割合—————	164
第6	支払督促申立の留意点—————	164
1	給料債権の消滅時効期間 /164	

目次

〔図11〕 支払督促手続フローチャート	／165
2 指定代理人の選任	／166
3 裁判所書記官との接し方	／166
第7 支払督促申立書の作成と必要書類・費用	166
1 作成する書類	／166
2 文書の書式、篇綴方法	／167
3 必要書類、申立手数料、予納郵券	／167
〔図12〕 支払督促申立書作成図	／168
〔表4〕 支払督促・申立時必要書類一覧	／169
第8 請求の趣旨の記載内容	169
1 請求できる給料債権の範囲	／169
2 請求金額に民事法定利率は付さない	／169
第9 請求の原因の記載内容	170
1 請求原因とは	／170
2 当事者	／170
3 債権の内容と債権発生 of 法令上の根拠の記載	／170
4 被差押債権（給料債権）の発生原因事実	／171
Q12-1 給与照会に回答がない場合の給料等差押可能金額の計算はどうしたらよいか。	172
Q12-2 滞納者の給料差押金額の同意書がある場合、給料の差押可能金額を超えて、取立訴訟をしてよいか。	173
5 取立権の取得事実	／174
(1) 取立権取得の要件	／174
(2) 延滞金を付すことができる範囲	／174
6 取立権の生じる範囲	／175
第10 支払督促申立後の手続の進行	176
1 支払督促申立書の提出	／176
2 支払督促発付、支払督促発付通知	／176
3 支払督促正本の送達	／176
4 支払督促の送達結果通知書	／176

【裁判文書 A】	支払督促正本	／178	
【裁判文書 B】	支払督促発付通知書	／178	
【裁判文書 C】	支払督促注意書	／179	
【裁判文書 D】	支払督促異議申立書	／180	
【裁判文書 E】	支払督促送達結果通知書	／181	
【裁判文書 F】	支払督促送達結果報告書（不送達）	／182	
5	仮執行宣言の申立て	／183	
6	仮執行宣言申立書の作成	／183	
7	仮執行宣言付支払督促の正本送達	／183	
	〔表5〕 仮執行宣言申立必要書類等一覧	／184	
8	仮執行宣言付支払督促の不送達	／184	
	〔図13〕 仮執行宣言申立書作成図	／185	
	【裁判文書 G】 仮執行宣言付支払督促	／186	
	【裁判文書 H】 仮執行宣言付支払督促注意書	／187	
第11	督促異議申立とその対応策		188
1	督促異議申立の手続き	／188	
2	督促異議申立による通常訴訟移行	／188	
3	督促異議申立の取下げの懲滯	／189	
(1)	督促異議申立理由の確認	／189	
(2)	督促異議申立の取下げ	／190	
第12	通常訴訟移行後の裁判手続の進行		190
1	通常訴訟移行の心構え	／190	
2	通常訴訟移行後の裁判所	／191	
3	訴えの提起の議会議決	／191	
4	訴えの提起の長の専決処分	／192	
(1)	議会を招集する時間的余裕がない場合の専決処分	／192	
(2)	議会の委任による専決処分	／192	
5	通常訴訟移行で作成・提出する書面	／192	
(1)	収入印紙・郵券	／192	
(2)	書面関係	／193	

目次

【裁判文書1】 補正依頼書、印紙・郵券追納連絡 /194

6 裁判期日の指定 /195

〔表6〕 通常訴訟移行後・提出物一覧 /195

第13 支払督促の取下げ—————196

第5編 差押債権取立訴訟による取立て

第13章 給料債権差押えに係る取立訴訟

第1 通常訴訟を選択する基準—————197

1 支払拒絶の意思が明確な場合 /197

2 被告の住所地が遠方である場合 /197

3 通常訴訟の管轄裁判所 /198

第2 訴えの提起につき議会の議決・長の専決処分—————198

1 議会の議決 /198

2 専決処分決議 /198

第3 訴状等の作成—————198

1 形式的記載事項 /198

〔表7〕 通常訴訟提訴時提出書類 /199

〔図14〕 通常訴訟フローチャート /200

〔図15〕 訴状、書証等作成図 /201

〔図16〕 書証の作り方 /202

2 訴額、手数料 /203

3 実質的記載事項 /203

(1) 請求の趣旨 /203

(2) 請求の原因 /203

第4 訴状提出と第1回口頭弁論期日指定まで—————203

1 訴状の提出 /203

2 訴状の補正 /203

3 第1回口頭弁論期日の調整 /204

4	口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送付 /204	
	【裁判文書J】 口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 /205	
5	答弁書の提出 /206	
第5	裁判所の審理	206
1	訴訟の全体的な進行 /206	
2	被告の主な反論 /206	
(1)	被告の反論水準 /206	
(2)	給料の既払い /207	
(3)	従業員の退職 /207	
(4)	2年以上前(2020年4月1日以降に発生した給料債権は3年)の給料債権の時効消滅 /207	
(5)	滞納処分は無効 /208	
(6)	租税債権 /208	
(7)	無視してよい被告の反論 /208	
3	第1回口頭弁論期日 /208	
(1)	法廷マナー /208	
(2)	入廷 /209	
(3)	訴状・答弁書の陳述 /209	
(4)	被告出席の場合 /210	
(5)	被告欠席の場合 /210	
4	法廷でのやりとり例 /210	
(1)	被告出席 /210	
(2)	被告欠席 /213	
5	請求金額(差押可能金額)の変更 /213	
(1)	提訴後の給与明細の開示と差押可能金額の再計算 /213	
(2)	訴えの変更(請求金額の変更)の具体的手続 /213	
(3)	訴状の請求金額よりも少額になった場合 /214	
(4)	訴状の請求金額よりも多額になった場合 /214	
6	和解による終了 /214	
(1)	和解による終結につき裁判所の姿勢 /214	

目次

- (2) 差押債権取立訴訟での分割払いの和解 /215
- (3) 和解に関する議会の議決 /215
- (4) 和解条件の協議 /216
 - 【裁判文書 K】 和解（調書） /217
- 7 判決による終了 /218
 - (1) 終結・結審 /218
 - (2) 判決期日 /218
 - (3) 判決書の送達 /219

第14章 反対債権のある預金差押えに係る取立訴訟

- 第1 提訴後の金融機関の対応—————220
- 第2 預金債権取立請求訴訟の流れ—————220
 - 1 催告兼訴訟予告通知 /220
 - 2 訴状の作成 /221
 - 3 提訴後、支払いもしくは相殺があった場合 /221
- Q14 提訴するまで相殺しなかった金融機関に対して、訟訴手数料などの損害賠償請求はできないか。—————221

第15章 相続預金差押えに係る取立訴訟

- 第1 相続預金の差押えで取立可能な事案—————222
- 第2 相続預金差押え取立訴訟—————222

第6編 裁判所の送達手続

第16章 民事訴訟法の送達手続

- 第1 送達のハードル—————224
- 第2 送達機関、送達を受ける者、送達場所—————224
 - 1 送達機関 /224
 - 〔図17〕 送達フローチャート /225

2	送達を受ける者	／225	
3	送達場所	／226	
第3	特別送達郵便による訴状等の送達		226
1	特別送達郵便とは	／226	
2	特別送達郵便が不送達の場合	／227	
3	再送達の申請	／227	
4	送達先変更の申請	／227	
	(1) 転居先への変更	／227	
	(2) 法人代表者の居所への変更	／228	
第4	休日送達の申請		228
第5	夜間送達の申請		228
第6	就業先送達の申請		229
第7	書留郵便に付する送達（付郵便送達）の申請		229
1	書留郵便に付する送達手続と送達方法	／229	
2	名あて人が送達場所に居住していることは必要条件	／230	
3	現地調査報告書の作成	／230	
	【裁判文書L】 付郵便送達通知書	／231	
第8	公示送達の申立て		232
1	公示送達の方法	／232	
2	公示送達申請の要件	／232	
3	法人代表者死亡の場合、公示送達はできない	／232	
4	公示送達の申請	／233	
5	公示送達でも差押債権の取立てを続けるか	／233	

第7編 第三債務者に対する強制執行

第17章 民事執行法による強制執行

第1	強制執行の準備		234
1	強制執行申立の心構え	／234	

目次

2	議会の承認不要	／234
3	執行文の付与	／234
4	送達証明	／235
	【裁判文書 M】 執行文	／236
	【裁判文書 N】 送達証明書	／237
5	第三債務者（銀行等）の資格証明書	／238
第2	第三債務者への送達	238
1	強制執行の効力発生時	／238
2	債権差押命令の送達方法	／238
3	配達日指定郵便	／238
	〔図18〕 債権差押えフローチャート（申立てから差押決定まで）	／239
	〔図19〕 債権差押えフローチャート（差押決定後）	／239
	〔表8〕 債権差押命令申立進行確認表	／240
4	配達時間帯の指定	／241
第3	預金債権の差押え	241
1	第三債権者の預金調査の方法	／241
2	預金債権差押えの書類の作成	／241
	(1) 債権差押命令申立書表題部	／241
	(2) 当事者目録	／242
	(3) 請求債権目録	／242
	(4) 差押債権目録	／242
	(5) 陳述催告の申立書	／243
	(6) 提出部数	／243
	(7) 郵券	／243
	〔表9〕 差押命令正本送達費用	／244
	(8) 封筒	／244
	〔表10〕 債権差押命令・申立時必要書類	／245
3	債務者の住所地の管轄裁判所への申立て	／245
4	第三債務者への債権差押命令と陳述催告書の送付	／245
	〔図20〕 債権差押命令申立書作成図	／246

【裁判文書 O】 債権差押命令	／247
【裁判文書 P】 陳述書	／248
【裁判文書 Q】 差押命令送達通知書	／249
5 債権者と滞納者への債権差押命令書、送達通知書の送付	／249
6 銀行からの取立て	／249
第4 売掛金債権の差押え	250
1 売掛金債権の特性	／250
2 売掛金債権の調査方法	／250
(1) 第三債務者の売掛先事業者の探索	／250
(2) 売掛先事業者への売掛金の照会	／251
3 売掛金債権の特定の方法	／251
4 売買代金債権	／252
(1) 単発的売買代金債権	／252
(2) 売買品目（売買契約）が多いとき	／252
(3) 継続的売買（委託販売）に基づく代金債権	／253
(4) 基本契約に基づく継続的売買代金債権	／253
5 請負業務（工事）代金債権	／254
(1) 単発的請負代金債権	／254
(2) 継続的請負に基づく請負代金債権	／255
(3) 基本契約に基づく継続的請負代金債権	／256
第5 クレジットカード代金債権の差押え	256
第6 強制執行の完了	258
1 取立完了届の提出	／258
2 債権差押えの不奏功もしくは全額回収に至らなかった場合	／258

第8編 第三債務者の財産調査

第18章 給与支払者の財産調査の方法

第1 第三債務者の財産調査の必要性	259
--------------------------	------------

第2 金融機関に対する任意の預金調査	259
1 任意による預金調査の実績	／259
2 事業者等への協力要請	／260
(1) 事業者等への協力要請規定の整備	／260
(2) 事業者等への協力要請の要件	／260
3 事業者等への協力要請の性質	／261
(1) 任意調査	／261
(2) 事業者等への協力要請に期待される対応	／261
4 個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限	／261
5 事業者等に対する協力要請の方法	／262
Q18-1 国税徴収法141条の財産調査権がない場合でも任意の預金調査をしてよいか。任意調査で回答を得られるか。	
	263
第3 庁内情報の目的外利用・共有	264
1 自庁税務課が保有する情報の利用	／264
Q18-2 第三債務者（雇用主）の市税の振替口座情報、還付金の振込先口座情報、または、第三債務者が市税を滞納したことから国税徴収法141条調査により得た第三債務者の財産情報を、差押給料債権の取立てのために利用できるか。	
	264
2 庁内情報の利用	／265
Q18-3 水道料金、給食費、保育料の振替口座、児童手当等 の給付金、自治体の還付金の振込先口座情報を、差押 給料債権の取立てに利用してよいか。	
	265
第4 庁外の公共団体の情報の利用	267
第5 民事執行法による第三者からの情報取得手続	268
1 民事執行法改正	／268
2 第三者情報取得手続のメリット	／268
3 提供される情報の限界と情報提供通知	／268
4 第三者情報取得手続の条件	／268

- (1) 債務名義を有すること /268
- (2) 強制執行の不奏功 /269
- 5 第三者情報取得手続の申立てを利用する場面 /270
- 6 第三者情報取得手続の概要 /270
 - (1) 管轄裁判所 /270
 - (2) 申立人および債務者 /270
 - (3) 第三者 /270
 - (4) 申立書類・費用 /270

Q18-4 判決を得ても財産調査権がなく、雇用主の財産（預金口座等）を発見できないので、訴訟は無駄ではないか。

272

第9編 書式

- 【書式2-1】 金融機関への照会書（振込元金融機関・振込人名・住所）—————274
- 【書式2-2】 金融機関からの回答書（振込元金融機関・振込人名・住所）—————275
- 【書式2-3】 振込元金融機関への照会書（振込人名・住所・電話番号）—————276
- 【書式2-4】 振込元金融機関からの回答書（振込人名・住所・電話番号）—————277
- 【書式2-5】 地方公共団体への照会書—————278
- 【書式2-6】 家計収支状況聴取書—————279
- 【書式2-7】 分納誓約書—————280
- 【書式2-8】 給与照会書（標準様式の1）—————281
- 【書式2-9】 給与照会書（標準様式の2）—————282
- 【書式2-10】 給与照会予告兼催告書—————283
- 【書式2-11】 給与差押事前通知兼催告書—————284
- 【書式3-1】 差押調書（債権）—————285

目次

【書式3-2】	債権差押通知書	286
【書式3-3】	送達記録書（差置送達）	287
【書式3-4】	給料等差押可能金額計算書	288
【書式3-5】	給料差押え・第三債務者（雇用主）に対する説明書	289
【書式4-1】	給料（年金）等差押承諾書	291
【書式4-2】	第三債務者に対する差押債権（給料）支払催告書	292
【書式4-3】	差押解除通知書（給料債権）	293
【書式7-1】	預金照会書（標準様式の1）	294
【書式7-2】	預金照会書（標準様式の2）	295
【書式7-3】	預金照会書（標準様式の3）	296
【書式12-1】	訴訟手続移行予告通知兼催告書	297
【書式12-2】	支払督促申立書表題部	298
【書式12-3】	支払督促当事者目録	299
【書式12-4】	差押給料債権取立請求・支払督促・請求の趣旨及び原因	300
【書式12-5】	給料等差押可能金額計算書	302
【書式12-6】	代理人指定書（支払督促）	303
【書式12-7】	仮執行宣言申立書	304
【書式12-8】	請書・仮執行宣言付支払督促正本	305
【書式12-9】	督促異議申立取下書	306
【書式12-10】	訴えの提起議案書（支払督促から通常訴訟移行）	306
【書式12-11】	訴えの提起議決書	307
【書式12-12】	地方自治法第179条に基づく専決処分書（支払督促から通常訴訟移行）	309
【書式12-13】	訴えの提起専決処分報告・承認議案（支払督促から通常訴訟移行）	310
【書式12-14】	地方自治法第180条に基づく専決処分書（支払督促から通常訴訟移行）	310
【書式12-15】	専決処分議案説明書	311
【書式12-16】	訴状に代わる準備書面	312

【書式12-17】	期日請書	313
【書式12-18】	支払督促（訴え）の取下書	314
【書式13-1】	訴えの提起の決裁伺い（専決処分）	315
【書式13-2】	訴えの提起議案書	316
【書式13-3】	差押債権（給料）取立請求訴訟訴状	317
【書式13-4】	証拠説明書	320
【書式13-5】	代理人指定書（通常訴訟）	321
【書式13-6】	訴状訂正申立書	322
【書式13-7】	答弁書	323
【書式13-8】	準備書面	324
【書式13-9】	訴えの変更申立書	325
【書式13-10】	訴訟進行に関する意見書（和解の応諾ができない意見書）	326
【書式13-11】	和解の承認の議案書	327
【書式13-12】	裁判上の和解専決処分書	329
【書式13-13】	指定代理人代理権消滅通知	330
【書式14-1】	預金差押え後の支払催告兼取立訴訟予告通知書	331
【書式14-2】	反対債権のある差押債権（預金）取立請求訴訟訴状	332
【書式15-1】	相続人不存在・相続預金差押・取立請求訴訟訴状	335
【書式15-2】	相続預金・共同相続人持分全部差押・取立請求訴訟訴状	338
【書式16-1】	再送達申請書	341
【書式16-2】	休日送達申請書	342
【書式16-3】	夜間送達申請書	343
【書式16-4】	書留郵便に付する送達申請書	344
【書式16-5】	公示送達申立書	345
【書式16-6】	現地調査報告書	346
【書式17-1】	執行文付と申請書	347
【書式17-2】	送達証明申請書	348
【書式17-3】	期日指定送達申請書	349

目次

【書式17-4】	期日・時間指定送達申請書	350
【書式17-5】	債権差押命令申立書	351
【書式17-6】	当事者目録（預金債権差押）	352
【書式17-7】	請求債権目録（通常訴訟判決によるもの）	353
【書式17-8】	請求債権目録（仮執行宣言付支払督促によるもの）	354
【書式17-9】	差押債権目録（銀行、信用金庫預金債権）	355
【書式17-10】	差押債権目録（ゆうちょ銀行貯金債権）	356
【書式17-11】	差押債権目録（農業協同組合貯金債権）	357
【書式17-12】	第三債務者に対する陳述催告申立書	358
【書式17-13】	代理人指定書（債権差押命令申立）	359
【書式17-14】	支払依頼書（請求書）	360
【書式17-15】	取立完了届	361
【書式17-16】	取下書	362
【書式17-17】	債務名義等還付申請書	363
【書式18-1】	庁内情報照会書	364
【書式18-2】	金融機関預金照会書（送付書）	365
【書式18-3】	金融機関預金照会書（回答書）	366
【巻末資料1】	手数料額早見表（印紙代）	367
【巻末資料2】	裁判所に提出する書式の設定（支払督促申立書、訴状、 答弁書、準備書面等）	368
【参考文献】		369
【編著者紹介】		370